

(様式 1-3)

白河市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	地域コミュニティ集会所緊急整備事業（久保集会所）	事業番号	C-9-1
交付団体	白河市		事業実施主体（直接/間接）	白河市（直接）	
総交付対象事業費	20,000（千円）		全体事業費	20,000（千円）	
事業概要					
東日本大震災による道路や水道、情報通信などをはじめとした各種公共インフラの機能停止という経験の中で、隣近所が互いに助け合い、支え合って地域を守る「共助」の重要性が再確認された。 これらの経験・教訓を活かし、地域住民のつながりと支え合いによる“絆”をさらに引き出し、防災や減災につながる災害に強い地域コミュニティを再生・強化していくことは、白河市の復興に向けた重要な取り組みのひとつであり、その実現のためには、日頃からの地域活動が重要であるとともに、災害時には、避難所及び炊き出しの活動拠点となる被災集会所の復旧が必要不可欠である。また、本市の子どもたちは、被爆を避けるために集会所や公民館などの施設内で遊ぶ機会が多いことから、集会所の早期復旧は必要である。 被災集会所の復旧は、道路や上下水道、学校などと異なり、災害復旧事業の対象とはならないが、市として復旧・復興に向けた地域活動は積極的に支援すべきであることから、65 棟ある被災集会所（大規模半壊：2 棟、半壊：2 棟、一部破損：61 棟）のうち 62 棟については市単独費にて修繕し、液状化など特に被害が甚大であり地盤改良が必要な 3 施設については復興交付金を用いて復旧させるもの。 【事業概要】 ○木質バイオマス施設等緊急整備事業 整備施設：久保集会所（28 坪） 【白河市震災復興計画における位置づけ】 ○第 4 章『基本理念 3 地域のきずなと協働の構築』（P16） ○第 5 章『緊急重点事項 3 社会生活基盤の確保』『緊急重点施策 3-1 公共施設の復旧』（P26） ○第 6 章『基本目標 3 安全・安心なまちづくり』『主要施策 3-2 防災体制・防災対策の強化』（P37） ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度>					
既存施設の取壊し、地質改良（L 型擁壁修正）、設計、新集会所建設、事業完了					
東日本大震災の被害との関係					
久保地区は 21 世帯 91 人が住んでいる地域だが、約 80 棟の建物のうち約 27%（22 棟）が半壊以上の被害を受け、4 世帯 16 人については、未だ仮設住宅もしくは借り上げ住宅での避難生活を余儀なくされているなど甚大な被害があった地域のひとつである。 当該集会所は、2 次避難所にも指定されていたが、地震による地盤の液状化など、被害が甚大（大規模半壊）であり、東日本大震災時において地域住民は自宅と離れた施設への避難が強いられた。 また、「集いの場」となる集会所が利用できないため、様々な地域活動が停止しており、自宅がある地元とのつながりを保てない状況にある。 未だ仮設住宅等での避難生活を余儀なくされている住民を含め震災前の“絆”を再生し、より強固なものとするため、地域コミュニティの核となる集会所を改築し、地域復興を積極的に支援する。 なお、地元産材を用いた当該集会所の改築は、林業や建設業など多様な業種が関わることから、地域経済の活性化、雇用の創出・確保など、本市の復興に大きく寄与する。					

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

白河市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	2	事業名	地域コミュニティ集会所緊急整備事業(小丸山集会所)	事業番号	C-9-2
交付団体	白河市		事業実施主体(直接/間接)	白河市(直接)	
総交付対象事業費	25,000(千円)		全体事業費	25,000(千円)	
事業概要					
東日本大震災による道路や水道、情報通信などをはじめとした各種公共インフラの機能停止という経験の中で、隣近所が互いに助け合い、支え合って地域を守る「共助」の重要性が再確認された。 これらの経験・教訓を活かし、地域住民のつながりと支え合いによる“絆”をさらに引き出し、防災や減災につながる災害に強い地域コミュニティを再生・強化していくことは、白河市の復興に向けた重要な取り組みのひとつであり、その実現のためには、日頃からの地域活動が重要であるとともに、災害時には、避難所及び炊き出しの活動拠点となる被災集会所の復旧が必要不可欠である。また、本市の子どもたちは、被爆を避けるために集会所や公民館などの施設内で遊ぶ機会が多いことから、集会所の早期復旧は必要である。 被災集会所の復旧は、道路や上下水道、学校などと異なり、災害復旧事業と対象とはならないが、市として復旧・復興に向けた地域活動は積極的に支援すべきであることから、65 棟ある被災集会所(大規模半壊:2 棟、半壊:2 棟、一部破損:61 棟)のうち 62 棟については市単独費にて修繕し、液状化など特に被害が甚大であり地盤改良が必要な 3 施設については復興交付金を用いて復旧させるもの。 【事業概要】 ○木質バイオマス施設等緊急整備事業 整備施設:小丸山集会所(35.75 坪) 【白河市震災復興計画における位置づけ】 ○第 4 章『基本理念 3 地域のきずなと協働の構築』(P16) ○第 5 章『緊急重点事項 3 社会生活基盤の確保』「緊急重点施策 3-1 公共施設の復旧」(P26) ○第 6 章『基本目標 3 安全・安心なまちづくり』「主要施策 3-2 防災体制・防災対策の強化」(P37) ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度>					
既存施設の取壊し、地質改良(L 型擁壁修正)、設計、新集会所建設、事業完了					
東日本大震災の被害との関係					
小丸山町内会域は、102 世帯 241 人が住んでいる地域だが、約 154 棟の建物のうち約 16%(24 棟)が半壊以上の被害を受け、3 世帯 12 人については、未だ仮設住宅もしくは借り上げ住宅での避難生活を余儀なくされているなど甚大な被害があった地域のひとつである。 当該集会所は、2 次非難所にも指定されていたが、地震による地盤の液状化など、被害が甚大(半壊)であり、東日本大震災時において地域住民は自宅と離れた施設への避難が強いられた。 また、「集いの場」となる集会所が利用できないため、様々な地域活動が停止しており、自宅がある地元とのつながりを保てない状況にある。 未だ仮設住宅等での避難生活を余儀なくされている住民を含め、震災前の“絆”を再生し、より強固なものとするため、地域コミュニティの核となる集会所を改築し、地域復興を積極的に支援する。 なお、地元産材を用いた当該集会所の改築は、林業や建設業など多様な業種が関わることから、地域経済の活性化、雇用の創出・確保など、本市の復興に大きく寄与する。					

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

白河市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	地域コミュニティ集会所緊急整備事業（双石集会所）	事業番号	C-9-3
交付団体	白河市		事業実施主体（直接/間接）	白河市（直接）	
総交付対象事業費	25,000（千円）		全体事業費	25,000（千円）	
事業概要					
東日本大震災による道路や水道、情報通信などをはじめとした各種公共インフラの機能停止という経験の中で、隣近所が互いに助け合い、支え合って地域を守る「共助」の重要性が再確認された。 これらの経験・教訓を活かし、地域住民のつながりと支え合いによる“絆”をさらに引き出し、防災や減災につながる災害に強い地域コミュニティを再生・強化していくことは、白河市の復興に向けた重要な取り組みのひとつであり、その実現のためには、日頃からの地域活動が重要であるとともに、災害時には、避難所及び炊き出しの活動拠点となる被災集会所の復旧が必要不可欠である。また、本市の子どもたちは、被爆を避けるために集会所や公民館などの施設内で遊ぶ機会が多いことから、集会所の早期復旧は必要である。 被災集会所の復旧は、道路や上下水道、学校などと異なり、災害復旧事業と対象とはならないが、市として復旧・復興に向けた地域活動は積極的に支援すべきであることから、65 棟ある被災集会所（大規模半壊：2 棟、半壊：2 棟、一部破損：61 棟）のうち 62 棟については市単独費にて修繕し、液状化など特に被害が甚大であり地盤改良が必要な 3 施設については復興交付金を用いて復旧させるもの。 【事業概要】 ○木質バイオマス施設等緊急整備事業 整備施設：双石集会所（35.75 坪） 【白河市震災復興計画における位置づけ】 ○第 4 章『基本理念 3 地域のきずなと協働の構築』（P16） ○第 5 章『緊急重点事項 3 社会生活基盤の確保』『緊急重点施策 3-1 公共施設の復旧』（P26） ○第 6 章『基本目標 3 安全・安心なまちづくり』『主要施策 3-2 防災体制・防災対策の強化』（P37） ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度>					
既存施設の取壊し、地質改良（L 型擁壁修正）、設計、新集会所建設、事業完了					
東日本大震災の被害との関係					
双石町内会域は、220 世帯 566 人が住んでいる地域だが、約 541 棟の建物のうち約 13%（72 棟）が半壊以上の被害を受けたほか、域内にある大手タイヤ製造工場では、事務所や工場内の天井落下、配管崩落、ベルトコンベア等の付帯設備が損傷を受けるなど、甚大な被害があった地域のひとつである。 当該集会所は、2 次非難所にも指定されていたが、地震による地盤の液状化など、被害が甚大（半壊）であり、東日本大震災時において地域住民は自宅と離れた施設への避難が強いられた。 また、「集いの場」となる集会所が利用できないため、様々な地域活動が停止しており、自宅がある地元とのつながりを保てない状況にある。 未だ仮設住宅等での避難生活を余儀なくされている住民を含め、震災前の“絆”を再生し、より強固なものとするため、地域コミュニティの核となる集会所を改築し、地域復興を積極的に支援する。 なお、地元産材を用いた当該集会所の改築は、林業や建設業など多様な業種が関わることから、地域経済の活性化、雇用の創出・確保など、本市の復興に大きく寄与する。					

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性